

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20170801	有限会社丸和運輸 法人番号(8280002 004914) 代表者大和博見	島根県安来市中津町10	本社営業所	島根県安来市中津町13 -1	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	道路交通法違反(その他)に係る道路交通法1 08条の34の規定に基づく通知件数が1年以 内に3件に達したため、平成29年7月11日に 監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転 者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20170802	有限会社しまんと物流 法人番号(8260002 021069) 代表者岸本三樹男	岡山県倉敷市西富井107 4-24	本社営業所	岡山県倉敷市西富井107 4-24	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	岡山労働局長から自動車運転者の労働条件 改善のための通報があったことを端緒として、 平成28年12月8日に監査実施。7件の違反 が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義 務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第 3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則 第7条第5項)(4)乗務等の記録義務違反(安 全規則第8条第1項)(5)運転者に対する指導 監督違反(安全規則第10条第1項)(6)特定 の運転者に対する指導監督違反(安全規則第 10条第2項)(7)特定の運転者に対する適性 診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	7	7
20170810	高野山運輸株式会社 法人番号(4240001 006282) 代表者笹谷澄雄	広島県広島市中区吉島町 5-21	本社営業所	広島県広島市南区出島2 丁目19番6号	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	広島労働局長より自動車運転者の労働条件 改善のための通報があったことを端緒として、 平成29年6月1日及び同年7月28日に監査 実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間 等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下安全規則)第3条第4項) (2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第 1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違 反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録 事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運 行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9 条の3第1項)	0	0
20170817	株式会社サンキュウ・ト ランスポート・中国 法人番号(6250001 009506) 代表者買田晃生	山口県下松市葉山2丁目 904番地65	三原営業所	広島県三原市沼田西町小 原袖掛200-86	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	道路管理者が付した条件を遵守せずに限度超 過車両を運行していたとして、中国地方整備局 長から道路法令違反通知を受けたことを端緒 に、平成29年5月19日に監査実施。1件の違 反が認められた。(1)限度超過車両の通行、 条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠 慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条 の2)	1	1
20170818	真幸重機有限会社 法人番号(5250002 003822) 代表者河村憲幸	山口県防府市桑南2丁目 12番8-3号	山口営業所	山口県山口市下小鯖字内 山992番13	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運送を行ったとして、山口県公安委員 会から通知を受けたことを端緒に、平成29年 4月18日に監査実施。1件の違反が認められ た。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法 第17条第3項)	2	2

20170823	株式会社コッコー物流 法人番号(3240001036727) 代表者井藤自成	広島県安芸郡熊野町石神 5番10号	広島営業所	広島県広島市安佐南長束 5丁目2126-1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運送を行ったとして、広島県公安委員会から通知を受けたことを端緒に、平成29年6月9日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2
20170829	有限会社浜田ミツワ運輸 法人番号(4280002008555) 代表者津森一正	島根県浜田市原井町305 0-44	浜田営業所	島根県浜田市原井町305 0-44	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	道路交通法違反(速度超過)に係る道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数が1年以内に3件に達したため、平成29年8月29日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0